

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成30年12月12日

京都市長 門川大作

1 届出者の氏名及び住所

J R西日本不動産開発株式会社

代表取締役 柴田 信

大阪市北区中之島二丁目2番7号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ビックカメラ J R京都駅店

京都市下京区烏丸通塩小路下る東塩小路町926 外

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称及び所在地	J R京都駅NKビル 京都市下京区烏丸通塩小路 下る東塩小路町926 外	ビックカメラ J R京都駅店 京都市下京区烏丸通塩小路 下る東塩小路町926 外
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	ジェイアール西日本不動産 開発株式会社 代表取締役 近藤 隆士 兵庫県尼崎市潮江一丁目1 番60号	J R西日本不動産開発株式 会社 代表取締役 柴田 信 大阪市北区中之島二丁目2 番7号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並	株式会社ビックカメラ 代表取締役 新井 隆司 東京都豊島区西池袋一丁目	株式会社ビックカメラ 代表取締役 宮嶋 宏幸 東京都豊島区高田三丁目2

びに法人にあつては代 表者の氏名	29番3号	3番23号
---------------------	-------	-------

(3) 変更年月日

平成19年8月23日

(大規模小売店舗の名称及び所在地)

平成27年6月26日

(大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称)

平成29年6月23日

(大規模小売店舗を設置する者の代表者)

平成30年7月17日

(大規模小売店舗を設置する者の住所)

平成17年11月30日

(大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名)

平成17年1月1日

(大規模小売店舗において小売業を行う者の住所)

3 届出年月日

平成30年11月29日

4 縦覧場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成30年12月12日(水)から平成31年4月12日(金)まで(京都市の休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成31年4月12日(金)

(産業観光局商工部商業振興課)